

習志野市 学校の新しい生活様式^{ルール}

令和3年7月1日版～学校の行動基準レベル2～

(参考引用資料:文部科学省「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」)

◎一人ひとりの基本的感染対策(全員)

- 人との間隔はできるだけ1m以上空ける。目安は両手を互いに伸ばした間隔とする。
(以下、「ソーシャルディスタンス」という。)
- 校舎内では元気でもマスクをつける。マスクがない児童・生徒は、タオル等で代用し、真正面での会話は可能な限り避ける。マスク着用時は、のどが渇かなくても、定期的に水分補給をし、脱水や熱中症に注意する。また、熱中症への対応を優先し、周囲と十分距離が取れる場合(2m以上)や暑さ指数(以下WBGT)が高い日はマスクを一時的に外すことも可能とする。ただし、大声での会話は控える。
- 運動時にはマスクの着用を必要としない。軽度な運動時には着用してもよいが、熱中症等の体調の変化に注意し、身体的距離を確保した上で適宜マスクを外して休息すること。また、用具の準備や片付けの時には、可能な限りマスクを着用する。
- 換気扇のある教室は、換気扇を回し教室廊下側の上窓 2 か所と廊下の窓を 1~2 か所、それぞれ20cm以上開ける。換気扇のない教室では、空気の対流に配慮し、教室内の 2 方向の上窓と廊下の窓を 1~2 か所、それぞれ20cm以上開ける。気候上困難な場合は 30 分に 1 回以上、数分間程度窓を全開にし、廊下の窓も安全に配慮し気候に留意しながら適度に開ける。なお、温暖期は熱中症にならないよう、エアコンの設定温度や廊下等の窓の開け方には十分配慮する。
- 咳・くしゃみをするときは、マスクをしていても袖で口・鼻を覆い、下を向く。
- 手洗いは水と石けんで 30 秒程度洗う。登校後、校舎外・特別教室から戻った時、トイレの後、給食前後、清掃後、共用のものを触ったときは必ず手洗いをする。
- 毎朝家庭で検温や風邪症状の確認を行うとともに、登校前に検温していない児童・生徒及び教職員については、登校後、保健室等で検温及び健康観察を行う。また、感染者発生時に備え、児童・生徒等の健康状態の記録を月末に集め 1 カ月間保管し、その後シュレッダーを使い破棄する。
- 中学校及び高等学校等では、教職員の直接的な監視下にはない行動や、自主的な活動が増えることから、生徒自らが衛生管理に留意する(令和3年5月10日教安第200号)。また、小学校においても、校外での衛生管理について、発達段階に応じて保護者と共に考える。

かけがえのない いま 学校生活を守るために



★児童・生徒同士

- 手洗い等をする流し場、給食配膳中、登下校時の昇降口、図書の貸し出し、ロッカーの荷物整理などでは、密集を避けるため時間差をつけたり、整列時のソーシャルディスタンスを確保したりする。
- 業間休み・昼休みはできるだけ屋外での遊びを促すが、密集・密接が想定される場合には、校庭、体育館、図書室、パソコン室、各教室等に分散する計画を立てる。なお、屋外での遊びは、熱中症予防の観点から、WBGTに十分留意して行うものとする。※WBGT31℃以上で運動は原則中止

- 男子・女子トイレとも換気扇を必ず回し、危険でなければ窓を開ける。
- 基本的に、物の貸し借りはしない(物を介しての感染リスクを下げるため)。やむを得ず物の貸し借りをを行う際は、使用後に手洗いをを行う。
- 廊下歩行は、1列とし、ソーシャルディスタンスを十分にとる。(両手間隔で並ばせ、その後90度向きを変えるとよい)
- 登下校時などで気温・湿度が高く、屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合は、熱中症予防の観点からマスクを外すようにする(小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、「会話をすると飛沫する可能性が高いため会話を控えること、飛沫したものを吸引しないために十分な距離をとること」など、積極的にわかりやすく指導する)。また、熱中症予防や密接を防ぐため日傘を活用してもよいことを伝える。

★教職員同士

- 教職員が児童・生徒の模範となるよう、廊下歩行の仕方やソーシャルディスタンスを守る。
- 職員室や学年室に集まる際は、1m以上の距離を保つ。
- 勤務時間外や休日についても、感染症対策は継続していることを十分理解し、体調管理と、公務員としての自覚ある行動を心がける(特に、会合や会食等は十分注意すること)。

★教職員と児童・生徒

- 教育相談や生徒指導の場面では、真正面での会話を避け、最低1m以上の距離をとる。
- 机間指導をする際は、児童・生徒の横や斜め後ろから指導する。
- 業間休み・昼休みは、必ず校庭に出る教職員を配置し、密集・密接状態にならないよう見守る。

★家庭との連携

- 児童・生徒と同居している家族に、毎朝、検温等の健康状態の確認を依頼する。
- 児童・生徒等に発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養する。(出席停止扱い)
- 児童・生徒等が、新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者に特定された場合は速やかに学校へ連絡するよう依頼する。
- 学校外でも、換気が悪く人が密に集まって過ごす空間に集団で集まることのないように伝える。

★地域との連携

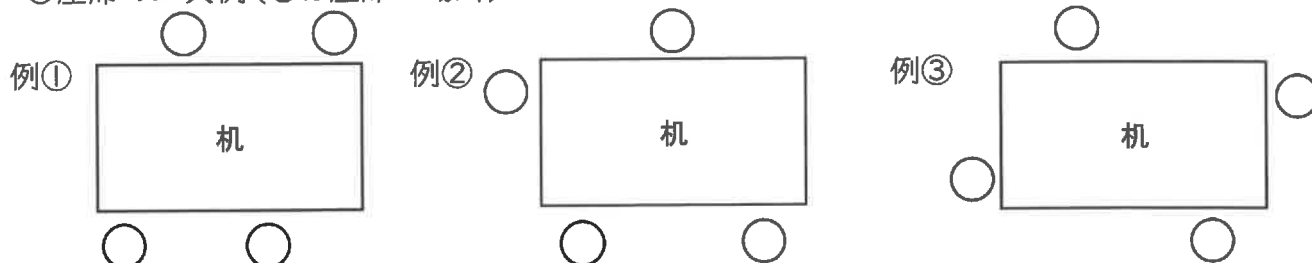
- PTAにおける話し合い・打ち合わせ等の活動や学校評議員・学校支援ボランティアを要請する場合は、書面でのやり取りに変えたり、1部屋8名程度にとどめ、「3密」を避けたりするよう十分留意し、発熱や風邪の症状がある場合は無理をせず参加しないよう制限する。
- 不特定多数の人が参加する地域行事等については、開催・参加を含めて習志野版あたらしいルール【イベント】に則り、地域とよく協議をし、地域とのつながりを大切にしつつ、慎重に判断する。
- できるだけ接触確認アプリ(厚生労働省)の利用を促す。また、入口など主な場所に手指消毒薬を設置する。

【生活場面でのポイント】

★学習時

- 児童・生徒の机の配置については、教室の面積を効率的に活用し、個々の机が最大限離れるようにする。
- 児童・生徒の机の向きは、全員黒板側を向くようにする。
- 児童・生徒の発表はマスク着用の下、大声にならないよう留意する。
- 机同士が向かい合うような密集した話し合い活動は、控える。理科室等特別教室での学習では、児童生徒が正面で向かい合わないよう座席配置を工夫する。

◎座席の工夫例(○は座席の場所)



- 密接に身体接触するような運動は、行わない。
- 器具・用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いの徹底をする。

★給食時の注意点(主に小・中学校)

- 配膳前に、全員手洗いを確実に行うとともに、教職員は、配膳台の上を消毒する。
- 配膳は、児童・生徒が行う。全員マスクを着用し、私語を慎み、列を作る場合はソーシャルディスタンスを守る。
- 給食を食べるときは、会話を控え、机の配置は、学習時と同じ隊形をとる。
- 片付けの際は、密集しないよう、食べ終わった児童・生徒から順次片付ける等工夫する。
- 歯磨きをする際も、流し場が密集しないよう時間差をつけ、ソーシャルディスタンスを守る。
- 給食の白衣については、脱着時に手洗いをを行う。今まで通り当番の児童・生徒が持ち帰り、家庭で洗濯をする。

★学校行事

- 各種学校行事については、会場に対する人の密度(前後左右 1m 以上の間隔をとる)、設営の人員、開催時間等に十分配慮する。また、保護者の参加の有無、会場の換気等の状況をしっかりと把握し、3密を避けるための対策を徹底できる場合は、実施する。
- 保護者が参加する場合は、参加する保護者の把握をし、検温と健康状態の自己申告を依頼するとともに、できるだけ接触確認アプリ(厚生労働省)の利用を促す。また、入口など主な場所に手指消毒薬を設置する。
- 参加者同士の身体の接触を伴う演出(触れ合うダンス、ハイタッチ、肩くみ等)は行わない。
- 大きな声での会話や声援などを控えるよう参加者に呼びかける。昼食をとる場合は、3密を避けるようにあらかじめ周知する。
- 会場が屋内の場合は、参加者を従前の定員の半数以下とし、こまめに換気する。
- 上記のことが徹底できない場合や感染拡大の状況に応じて、延期・中止も視野に入れる。

★来校者との面会・個人面談

- 外部からの来校者に対し、玄関等での検温を実施し、来校者カード等に記入する。来校者カードは 1 カ月間保管し、その後シュレッダーを使い破棄する。また、来校時に発熱や風邪症状が見られる場合には、校内への立ち入りや教育活動等への参加を見合わせていただく。
- 地域や保護者、業者などへの連絡・相談は、できるだけ電話やメール、文書や FAX を活用する。
- 面会・面談を行う際は、その直前直後に水道水と石けんで丁寧に手を洗う。
- 最低限の人数で、面会・面談を行うようにするとともに、できるだけ接触確認アプリ(厚生労働省)の利用を促す。
- 面会・面談は短時間に終わるよう計画し、マスク着用のもと、1m以上離れてお互いに向かい合わないようにする。
- 面会・面談の後は、毎回机・いす等を消毒する。
- エアコン使用時も換気のため窓をこまめに開け、適度な室温と湿度を保つ。
- 感染拡大防止の観点から湯茶等は出さないこと、水分補給が必要な場合は、自ら持参してもらうことをあらかじめ伝える。

★清掃活動(窓を全開にし、マスクを着用。ただし、熱中症予防を優先し、マスクを外すことも考えられる。)

- 床・机・椅子は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。ただし、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤等を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- 大勢がよく手を触れる場所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。
- 上記3点については、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童・生徒が行っても差し支えない。ただし、児童生徒が行う場合は、教職員が見守ること。また、スクール・サポート・スタッフや地域の協力を得て実施することも考えられる。
- トイレが便や嘔吐物等で汚れている場合には、児童・生徒に掃除を行わせず、教職員が次亜塩素酸ナト

リウム液を使って消毒する。

- 家庭用洗剤や次亜塩素酸ナトリウム液を用いた消毒については、千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」の別紙3・4・5を参照する。
- その他の場所については、3密にならないよう清掃分担を編成し、清掃活動を行う。清掃終了後には、必ず石けんを使用して手洗いをする。また、器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度器具等の消毒を行うのではなく、使用前後に、手洗いを必ず行う。

★図書室の利用の仕方

- 担任や図書委員会担当教諭又は学校司書の指導の下、3密を避けた状態で使用する。
- 図書室での読書は、3密を避けるための対策を十分にとる。対策がとれない場合は、図書室での読書の利用は控える。
- 詳細な利用方法については、「学校図書館利用のガイドライン(令和2年9月改訂版)」を参照する。

★校内での会議・研修について

- 職員会議等やむを得ず全員が集まる会議は、体育館で行ったり、文書でのやり取りに変えたりするなど工夫する。また、会議は30分単位とし、延長する場合は、その都度換気をする。
- その他少人数による会議や校内研修においては、短時間になるよう内容を厳選し、1教室8名程度にとどめ、3密の回避を徹底する。
- 水分補給が必要な場合は、自ら持参し、休憩時間の会話は控える。

★市教委主催の行事・研修会について

- 行事・研修会については、新型コロナウイルス感染状況、参加人数、開催場所の広さ等を考慮し、市教委が実施の可否を判断する。

★部活動

- まん延防止等重点措置等の解除後は、感染対策を引き続き徹底した上で、各校の活動方針に基づいた活動に戻す。
- 運動中以外や管楽器演奏中以外は、原則、マスクを着用する。ただし、呼気が激しくならない程度の活動の際は、マスクの着用を検討する。
※歌唱時等でマスクの着用により息苦しくなるなどのケースに限り、屋外や屋内の換気の良い環境で、十分な距離(最低2m)をとって、マスクを外して行うことを検討する。
- 対外試合、合同練習、演奏会等を実施する場合、学校数や人数は必要最小限とし、感染リスクを低減させる。なお、演奏会や発表会では、引き続き不特定多数の観覧者が集まる形式は控えるとともに、観覧者の間隔が確保できるよう、人数制限をするなどの感染対策を講じる。

★「まん延防止等重点措置」適用期間中の教育活動について

- 感染症対策を講じても、なお感染リスクの高い、以下の学習活動は、一時的に停止する。
 - ・生徒同士が近距離で活動する実験や観察、調理実習、グループワーク。
 - ・屋内で実施する呼気が激しくなるような運動。 ※教学第24号参照
- 部活動においては、人と人が接近するような感染リスクの高い活動は当面見送る。ただし、大会等が近い場合においては、学校長と協議の上、練習試合等の実施を判断する。
- 部活動においては、宣言区域との往来自粛の徹底のため、市外遠征や市外チーム(高等学校においては県外)を招いての交流は行わない。ただし、中学校総合体育大会へ向けた取組については、別途制限(令和3年6月22日付け教指号外)を設け、チェックリストを活用した上で実施を可能とする。
- 部活動の交流試合や大会等については、原則無観客とする。ただし、中学校総合体育大会については、競技者の参集状況や会場施設を考慮した上で、人数制限等を設けた保護者の参観を可能とする。

附 則

この生活様式(ルール)は、令和2年5月27日に交付し、6月1日から施行する。

この生活様式(ルール)は、令和2年6月1日に改訂し、施行する。
(教職員同士の生活様式を改訂)

この生活様式(ルール)は、令和2年7月1日に改訂し、施行する。
(主に清掃活動・熱中症予防について改訂)

この生活様式(ルール)は、令和2年7月27日に改訂し、施行する。
(習志野版あたらしいルールの策定に伴い改訂)

この生活様式(ルール)は、令和2年9月7日に改訂し、施行する。
(文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」・千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」の変更による改訂)

この生活様式(ルール)は、令和2年12月7日に改訂し、施行する。
(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」の追記による改訂)

この生活様式(ルール)は、令和3年1月21日に改訂し、施行する。
(令和3年1月7日の緊急事態宣言の発出による改訂)

この生活様式(ルール)は、令和3年4月2日に改訂し、施行する。
(令和3年3月21日の緊急事態宣言の解除による改訂)

この生活様式(ルール)は、令和3年5月24日に改訂し、施行する。
(文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」・千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」の変更による改訂)

この生活様式(ルール)は、令和3年7月1日に改訂し、施行する。
(文部科学省「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」)